

令和 7 年度 審理員候補者名簿

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項において、審理手続の公正性・透明性を高めるため、審査請求に係る処分決定に関与していない者で審査庁に所属する職員のうちから指名される審理員が審査請求の審理を行うこととなります。

また、同法第 17 条では、審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿(以下「審理員候補者名簿」という。)を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされています。

本市における審理員候補者名簿は、次のとおりです。

| 処分等の内容 | 審理員となるべき者 |
|---------------------|--------------------------------|
| 市長公室において行う 処分全般 | 秘書課長の職にある職員 |
| | 危機管理防災課長の職にある職員 |
| 総合政策部において行 う処分全般 | シティセールス広報課長の職にある職員 |
| | シティセールス広報課シティセールス推進担当課長の職にある職員 |
| | 行政デジタル改革課長の職にある職員 |
| | 情報システム課長の職にある職員 |
| 財務部において行う処 分全般 | 公共施設事業調整課長の職にある職員 |
| | 財政課長の職にある職員 |
| | 管財課長の職にある職員 |
| | 市民税課長の職にある職員 |
| | 資産税課長の職にある職員 |
| 総務部において行う処 分全般 | 収納管理課長の職にある職員 |
| | 人権共生課長の職にある職員 |
| | 人事課長の職にある職員 |
| | 人事課給与厚生担当課長の職にある職員 |
| | 市政情報課長の職にある職員 |
| | 契約課長の職にある職員 |
| 市民生活部において行 う処分全般 | 契約課工事検査担当課長の職にある職員 |
| | くらしの安全課長の職にある職員 |
| | 市民参加推進課長の職にある職員 |
| | 市民課長の職にある職員 |

| | |
|------------------|--------------------------|
| | 庄和総合支所長の職にある職員 |
| | 庄和総合支所福祉・健康保険担当課長の職にある職員 |
| 福祉部において行う処分全般 | 福祉総務課長の職にある職員 |
| | 生活支援課長の職にある職員 |
| | 生活支援課保護第2担当課長の職にある職員 |
| | 高齢者支援課長の職にある職員 |
| | 障がい者支援課長の職にある職員 |
| こども未来部において行う処分全般 | こども育成課長の職にある職員 |
| | こども支援課長の職にある職員 |
| | 保育課長の職にある職員 |
| | こども相談課長の職にある職員 |
| 健康保険部において行う処分全般 | 健康課長の職にある職員 |
| | 健康課健康づくり担当課長の職にある職員 |
| | 介護保険課長の職にある職員 |
| | 国民健康保険課長の職にある職員 |
| 環境経済部において行う処分全般 | 環境政策課長の職にある職員 |
| | リサイクル衛生課長の職にある職員 |
| | 廃棄物対策課長の職にある職員 |
| | 商工振興課長の職にある職員 |
| | 観光振興課長の職にある職員 |
| | 農業振興課長の職にある職員 |
| 建設部において行う処分全般 | 道路管理課長の職にある職員 |
| | 道路管理課道路維持担当課長の職にある職員 |
| | 道路建設課長の職にある職員 |
| | 河川課長の職にある職員 |
| | 公園緑地課長の職にある職員 |
| 都市整備部において行う処分全般 | 都市計画課長の職にある職員 |
| | 都市計画課中心市街地担当課長の職にある職員 |
| | まちづくり推進課長の職にある職員 |
| | 鉄道高架推進課長の職にある職員 |
| | 開発調整課長の職にある職員 |
| | 建築課長の職にある職員 |
| | 住宅政策課長の職にある職員 |
| 上下水道部において行 | 経営総務課長の職にある職員 |

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| う処分全般 | 施設管理課長の職にある職員 |
| | 工務課長の職にある職員 |
| 会計管理者において行う処分全般 | 会計課長の職にある職員 |
| 消防本部において行う処分全般 | 総務課長の職にある職員 |
| | 予防課長の職にある職員 |
| | 警防課長の職にある職員 |
| | 消防団担当課長の職にある職員 |
| | 救急救助担当課長の職にある職員 |
| | 指令担当課長の職にある職員 |
| | 春日部消防署長の職にある職員 |
| | 春日部消防署副署長兼第1指揮担当課長の職にある職員 |
| | 春日部消防署副署長兼第2指揮担当課長の職にある職員 |
| | 春日部消防署担当課長兼第1部隊長の職にあるもの |
| | 春日部消防署担当課長兼第2部隊長の職にあるもの |
| | 春日部消防署担当課長兼東分署長の職にあるもの |
| | 春日部消防署担当課長兼武里分署長の職にあるもの |
| | 春日部消防署担当課長兼浜川戸分署長の職にあるもの |
| | 春日部消防署担当課長兼豊野分署長の職にあるもの |
| | 春日部消防署担当課長兼幸松分署長の職にあるもの |
| | 春日部消防署担当課長兼備後分署長の職にあるもの |
| | 庄和消防署長の職にある職員 |
| | 庄和消防署担当課長兼第1部隊長の職にあるもの |
| | 庄和消防署担当課長兼第2部隊長の職にあるもの |
| 市立医療センター事務部において行う処分全般 | 総務課長の職にある職員 |
| | 経営財務課長の職にある職員 |
| | 管理課長の職にある職員 |
| | 医事課長の職にある職員 |
| 看護専門学校において行う処分全般 | 総務担当課長の職にある職員 |
| 学校教育部において行う処分全般 | 教育総務課長の職にある職員 |
| | 教育総務課担当課長の職にある職員 |
| | 教育施設課長の職にある職員 |
| | 学務課長の職にある職員 |

| | |
|-----------------|--|
| | 指導課長の職にある職員 |
| | 指導課教職員担当課長の職にある職員 |
| | 指導課担当課長の職にある職員 |
| | 学校給食課長の職にある職員 |
| 社会教育部において行う処分全般 | 社会教育課長の職にある職員 |
| | 社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長の職にある職員 |
| | 文化財課長(兼)郷土資料館長の職にある職員 |
| | スポーツ推進課長の職にある職員 |
| | スポーツ推進課スポーツ施設担当課長の職にある職員 |
| | 中央公民館長(兼)粕壁市民センター所長の職にある職員 |
| | 公民館事業担当課長(兼)粕壁地区公民館長(兼)粕壁南公民館長の職にある職員 |
| | 公民館担当課長(兼)豊春地区公民館長(兼)豊春第二公民館長(兼)豊春市民センター所長の職にある職員 |
| | 公民館担当課長(兼)幸松地区公民館長(兼)幸松第二公民館長(兼)幸松市民センター所長の職にある職員 |
| | 公民館担当課長(兼)豊野地区公民館長(兼)藤塚公民館長(兼)豊野市民センター所長の職にある職員 |
| | 公民館担当課長(兼)庄和地区公民館長(兼)庄和南公民館長(兼)庄和市民センター正風館長の職にある職員 |